

[事案 29-178] 就業不能年金支払請求

・平成 30 年 2 月 22 日 和解成立

<事案の概要>

がんと診断されて入院・治療したため就業不能状態となったことを理由として、保険会社から約款所定の支払事由に該当しないとして支払いを拒否された就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

がんと診断され、入院・手術、再入院、通院での抗がん剤投与等を受けた間、勤務先に復職できず就業不能状態であったことから、就業不能保障特約にもとづき就業不能年金の支払いを求めたところ、保険会社から約款所定の支払事由に該当しないとして支払いを拒否された。

しかし、以下の理由により、就業不能年金を支払ってほしい。

(1) 募集人から、仕事ができなくなったら役に立つと勧誘されて就業不能保障特約を付けた。

いかなる職業にも就けない状態でなければ支払対象にならないと知っていれば、特約を付加しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人は約款所定の「就業不能状態」に該当しない。

(2) 募集人は、就業不能保障特約についての説明が記載されたパンフレット等を用いて説明を行っており、説明責任を果たしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は退職済みであり、協力が得られず、事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は約款所定の就業不能状態が 121 日以上継続したとは認められず就業不能年金の支払いは認められないが、申立人が事情聴取で述べた内容は具体的であったところ、募集人が誤解を招くような説明をした可能性を否定できないことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。